



ヨーロッパにおける庶民金融の誕生：托鉢修道会 が果たした役割

著者	杉江 雅彦
雑誌名	同志社商学
巻	71
号	5
ページ	899-915
発行年	2020-03-12
権利	同志社大学商学会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2020.0000000136

ヨーロッパにおける庶民金融の誕生

——托鉢修道会が果たした役割——

杉 江 雅 彦

- I 序 章
- II 利子の禁止から容認へ
- III ユダヤ人が辿った運命
- IV 貨幣経済と托鉢修道会
- V 中世女性の生き方
- VI 公益質屋は庶民金融の始まり
- VII 終 章

I 序 章

筆者は2004年に本誌上で、中世紀のヨーロッパにおけるキリスト教会による金利（ウスラと呼ばれた）の禁止から容認にいたる経緯を、当時の人々の貨幣に対する接し方も交えながら論じたことがある。その際、「ヨーロッパにおける庶民金融の誕生に関する論考を別途準備しており、本稿はいわばその前段として位置づけられるものである¹」とも書いておいたので、そのことが気になって仕方がなかった。今回、『同志社大学商学部創立70周年記念論文集』に執筆する機会を頂いたので、16年前の責めを果たすことができたことを喜んでいる。

前論文ではもっぱら、利子付き貸付の是非論を中心に展開したが、本論文においては、13世紀になって相次いで誕生した新しいタイプの修道会（托鉢修道会）である、ドミニコ修道会とフランシスコ修道会の社会奉仕活動を中心に据え、中世の典型的な弱者であった女性の生き方や彼女らの借金の必然性にも焦点を当てていく。15世紀に入ると上記の2つの修道会を皮切りに、ヨーロッパ各地（とくにイタリアとフランス）に低利で貸し付けを行なう公益質屋が誕生し、それらの中から、後の貯蓄銀行や信用金庫などの庶民金融機関が発生するという結論に導くことになる。しかし本論文の展開上、中世前期における金利禁止から論ずる必要があるため、いささか前論文と重複する部分もあることをお断りしておきたい。

1 杉江雅彦「“ウスラ”をめぐる中世ヨーロッパの貨幣観」『同志社商学』第56巻2・3・4号、2004年、107ページ。

II 利子の禁止から容認へ

ヨーロッパ中世前期のキリスト教会は、聖職者に限らず一般信徒にも利子付き貸付、なかでも高利貸をきびしく禁止したが、その根拠は新・旧両聖書に求められた。新約聖書のルカによる福音書では、次のような文言で利子付き貸付を禁止している。「返してもらうつもりで貸したとして、どれほどの手柄になろうか。罪人でも、同じだけのもの返してもらおうとして、仲間に貸すのである」(第6章34)。「しかし、あなたがたは、敵を愛し、人によくしてやり、また何も当てにしないで貸してやれ。そうすれば受け取る報いは大きく、あなたがたはいと高き者の子となるであろう」(同章35)がそれである。

また、元来がユダヤ教の聖典である旧約聖書はキリスト教にも受け継がれ、それに新約聖書を加えたキリスト教の聖典としても構成された。したがって、キリスト教会が旧約聖書において示された利子付き貸付の禁止についても、これを踏襲したのは当然であった。旧約聖書においては、出エジプト記とレビ記、申命記などに記載があるが、たとえば「彼から利子も利息も受け取ってはならない。あなたの神を恐れ、あなたの兄弟をあなたと共にいきながらえさせなければならない」(レビ記第25章36)、「兄弟に利息を取って貸してはならない。金銭の利息、食物の利息などすべて貸して利息のつく物の利息を取ってはならない(申命記第23章19)などがそれである。

ところが同じ申命記には、これに続けて「外国人には利息を取って貸しつけてもよい。ただ兄弟には利息を取って貸してはならない。これはあなたが、はいつて取る地で、あなたの神・主がすべてあなたのする事に祝福を与えられるためである」と書かれている。つまり兄弟(すなわちユダヤ教徒)には利子を取って貸してはならないが、外国人(すなわち異教徒、とくにキリスト教徒を含む)には貸してもよいという主旨である。実はこの項目がユダヤ人によるキリスト教徒への利子付き貸付を独占させる根拠となって、後にユダヤ人排斥につながることになる(この点についてはⅢ章で詳述する)。

このように、新・旧約聖書がともに利付き貸付を禁じていることを受けて、キリスト教会においても、教会法や宗教会議を通して利子付き貸付をきびしく禁じてきた。しかし12世紀に入って貨幣経済の時代が到来すると、商人はもとより貴族や騎士などもその大波に巻き込まれて、より多額の資金を借りるようになり、それに応じてユダヤ人金貸しだけでなく、キリスト教徒の中にも高利で金貸し業を営む者が現れるようになった。このためキリスト教会では何回も宗教会議を開いて、とくに高金利の断罪を追求する施策が討議された。

それと並行する形で、11世紀以降に誕生したスコラ哲学者と呼ばれた神学者たちが、

キリスト教信仰の真理を理性的思考によって基礎づけようとしていた。彼等の中から利子付き貸付を理論的に否定する論理が打ち出されたのである。なかでも、最も有力だったのが、アリストテレスの提起を受けて「金銭は金銭を生まず」という主張を展開したトマス・アクイナスである。

アクイナスによれば、貨幣はもともと交換を目的に発明されたもので、その用途は交換によって支出消費されるべきものである。したがって、貨幣を他人に貸してその代価として貨幣を受け取ること自体が不正だ、というのである。まさに、「金銭は金銭を生まず」。アクイナスはこうも言っている。「金銭は石女だ」²。

利子を受け取って金銭を貸すという行為は、金銭が何らかの目的で使用されてはじめて意味を持つものと考えれば、例えば田畑を小作人に貸してそこから小作料を受け取る行為は、借りた小作人は畑に種子を蒔いて収穫を得ることができるから、小作料は貸し手にとっても正当化されることになる。しかし、金銭を貸す行為からは何も生まれないのであるから、利子として金銭を受け取るのは不正だという理屈である。これを現代人であるわれわれから見れば、借りた金銭を元手にして利益をあげることができるのだから、借りた金銭に対して利子を払うのは常識である。しかし、まだ資本という概念が確立していなかった中世前期には、到底そのような感覚は持てなかったにちがいない。

しかし、12世紀から13世紀になって、貨幣経済がさらに勢いを増すのに比例して、資金需要による借入れが教皇庁や王族にまでも及ぶほどに拡大すると、ユダヤ人金貸しとキリスト教徒の金貸しが争って商人や貴族に高利で貸すようになり、キリスト教会としては適正で妥当な金利は認める一方、理不尽な高利を断罪するという政策を採用せざるえなくなった。ここでもスコラ哲学者のアイデアが重視されている。それは、利子を貸付けにともなう各種のリスクやコストとしてとらえようとする、新しい慣習と価値観であるといえるだろう。

ここでは、ル・ゴッフによる現代人にも理解しやすい5項目の要約を紹介しよう。³

- ①債務者の返済が遅延するリスク
- ②他の有力な収益機会が失われる恐れがあるリスク
- ③貸付け行為にともなう諸種の労働の対価（コスト）
- ④貸付金が返済されないリスク
- ⑤貸付の不確定性リスク

これらのリスクやコストは、いずれも現代人の感覚でも利子の徴収を正当化できるもの

2 Jacques Le Goff, *La Bourse et la vie – Economie et religion au Moyen Age*, 1969. [渡辺香根夫訳『中世の高利貸し－金も命も』法政大学出版社, 1989年, 26-29ページ。]

3 同書（邦訳90-92ページ）。

で、第3回ラテラノ公会議(1179年)で討議の結果、過度の高利は禁圧の対象にされたが、適正な利率の貸付は是認された。また1215年の第4回ラテラノ公会議では、合理性が認められない「重くて過当な」(graves et immoderatas)高利を貪るユダヤ人高利貸に対し、改めてきびしい断罪が下されたのである⁴。

Ⅲ ユダヤ人が辿った運命

しかし、聖書の教えを守り続けてきたキリスト教の教義上からすれば、基本的に利子を取って金銭を貸す行為は認められず、反対にユダヤ人には旧約聖書で異教徒への利子付き貸付を認めているのであるから、むしろキリスト教徒の高利貸を糾弾すべきであろう。それにもかかわらずユダヤ人高利貸を断罪した背景には、キリスト教徒によるユダヤ人高利貸への反感が12世紀になって強くなったという現実があったからにちがいない。

ユダヤ人は古くローマ時代からヨーロッパ各地に現れるようになったといわれるが、とくにイタリア、フランス、ドイツ、イベリア半島に移り住んだユダヤ人が多かった。彼等の職業も当初は大規模なワイン取引を行ったり、都市部でパン屋や仕立屋、製本屋、鍛冶屋やカルタ作りなど、いくつもの手工業に従事していた。ところが11世紀以降は、もっぱら商業それも金融業に専門化するようになった。貨幣に対する感覚がキリスト教徒よりはるかに強かったユダヤ人は、来るべき貨幣経済時代で資金需要が拡大することを予想して、金融業を専業とするようになったものと思われる。しかし、これに呼応するかのように、ヨーロッパ各地でキリスト教徒によるユダヤ人迫害がはじまっているのである⁵。

その理由に関するいくつかの研究の中で、最も筆者を魅了したのが、K. L. リトルによる次のような説である⁶。リトルに言わせると、キリスト教徒によるユダヤ人迫害は、キリスト教徒の貨幣に対する意識の反映である。11世紀以前のヨーロッパ社会では、伝統的に物資の交換は贈り物の交換、贈与と返礼、あるいは略奪など、人格と人格のふれ合いや抗争によって結ばれていたと考えられる。ところが、11世紀以降になって各地で都市化がすすみ、貨幣を媒介にした新しい経済秩序が持ち込まれると、貨幣が売買という形で人と人との間を媒介するようになり、それまでの倫理が論理に代わってしまった。人びとの多くが貨幣という新しい媒介物を必要としながらも、その一方でこれを憎むと言う感情が生まれるようになったのである。

4 同書(邦訳89ページ)。

5 阿部謹也『中世の窓から』1981年、朝日新聞社、252ページ。

6 L. K. Little, *Religious Poverty and the profit Economy in Medieval Europe*, 1978

阿部氏も『中世の窓から』で紹介しているように、北ドイツの Goslar という町の市場に面して建つ、中世のギルドハウス（現在はホテル）の正面から左角の柱の中ほどに、お尻から金貨を排泄している石像が彫られているのが見える。筆者もかつて現物を見たことがあるが、阿部氏によると、これは貨幣を不潔で汚いものとみた、13～14世紀の知識人の感情を伝えたものだと解説されている⁷。貨幣は糞尿というイメージが重なり、それがユダヤ人を見るキリスト教徒にも反映されて、「ユダヤ人は臭い」という連想につながったのであろう。

また、こうも言えるのではなかろうか。M. シェルによると、ユダヤ教はおそらくキリスト教よりも容易に貨幣を取り込むことができるのだが、それはキリスト教とは異なる思想で貨幣と神をとらえているからである。キリスト教にとっての貨幣とは、宗教神話における貨幣悪魔マネー・デビルのように、神をその対極に措定する組織的構成原理なのである。まさに、貨幣がキリスト教世界で嫌われたのは、それが貪欲と結びつけて考えられたからである。金貨をお尻から排泄する奇怪な姿の像は、シェルによれば貨幣悪魔であり、それ自身がキリスト教世界から“排泄”されるべき存在だったとすることができる⁸。

ユダヤ人がキリスト教世界に根付いてから数かずの迫害を受け、最後には追放されるというケースは、ヨーロッパの各地に共通しているが、そのなかでも市当局ぐるみの独特なニュールンベルクの施策について、阿部氏の研究成果をここで要約しておきたい⁹。

ニュールンベルクには、12世紀ごろからユダヤ人が住みつくようになった。その多くは金融業を中心とした商業に従事していた。商業以外にほとんど大きな利益をあげる手段が無かった中世において、ユダヤ人が巨富を貯え、ニュールンベルクの中心地にある市場に面した地域に立派な邸宅を構え、豊かに暮らしているの見て、キリスト教徒の住民たちは強い反感を覚えたに相違ない。また礼拝堂であり学校でもあるシナゴグを建て、町のなかでユダヤ教の戒律を守る独自の共同体を形成しているユダヤ人とキリスト教徒との摩擦が、しばしば起こっていた事も想像に難くない。

ニュールンベルクの市当局は、12～13世紀には市域の拡大に必要な資金をユダヤ人から得ようとして、ユダヤ人の誘致には積極的だった。ところが14世紀末からは、市当局のユダヤ人に対する資金の要求が露骨を極めるようになり、豊かなユダヤ人を城に連れ去ったり投獄したりして、多額の身代金を市に収めさせて釈放するという、乱暴な施策をくり返すようになった。それでもユダヤ人の人口は増え続けていたのである。

さらにニュールンベルク市当局は、数回にわたってユダヤ人の債権を無効にし、ユダヤ人金貸したちが高利でこの措置に対抗すると、市当局は貸付利子をそれまでの4分の

7 阿部、前掲書、220ページ。

8 M. Shell, *Art and Money*, 1995 [小澤博訳『芸術と貨幣』2004年、みすず書房] (邦訳6, 8ページ)。

9 阿部、前掲書、258～266ページ。

1 以下の 10 パーセントに引き下げる挙に出た。1479 年には、市当局は都市法によりユダヤ人の金融業を禁止するとともに、ユダヤ人の国外追放の許可を皇帝マクシミリアン一世に求めた。そして 1498 年 7 月 21 日に、ユダヤ人の歴史にとって忘れることのできない、マクシミリアン一世のユダヤ人追放の許可が下されたのである。

それによると、ユダヤ人の家や学校、その他の不動産は国王が没収し、以後、ユダヤ人のニュールンベルク在住を禁じたもので、ユダヤ人には動産だけを持って妻子を連れてニュールンベルクから立ち去ることが要求された。道路にはキリスト教徒たちが立っていて、ユダヤ人に呪いや嘲笑の言葉を投げかけていたといわれる。ユダヤ人が住んでいた家は一軒ずつ市民に売られ、ユダヤ人の墓地も壊されて、墓石は建築材料に転用されるという徹底ぶりであった。穀物倉庫の壁に使用された墓石にはいつまでも墓碑名が残っていたという。

ニュールンベルク市がユダヤ人を追放したのは、市にとってそれまでユダヤ人が担っていた役割が不必要となり、代わってキリスト教徒がその役割を果たすということなのであろう。ユダヤ人が再びニュールンベルクに家を構えるようになったのは、それから 350 年後の 1850 年であった。

IV 貨幣経済と托鉢修道会

本章からは、主に 13 世紀はじめにおける托鉢修道会登場の必然性と、同会が追求し実践した福音的生活、使徒的活動、さらには社会奉仕活動を中心に展開していきたい。それが本論文の主題でもあるからである。古代教会史の権威である K. S. フランクは、著書『修道院の歴史』(邦訳題)の序言で、「修道会史における真の創造的な力は、各々の時代に結びついているのであって、そこからのみ説明されなければならない」と述べている。¹⁰ まことにその通りであって、托鉢修道会は 12 世紀から 13 世紀にかけての都市の発達と、貨幣経済の浸透という史実の中でしか生まれ得なかった、独自の行動原理に基づく修道共同体であるといえるからである。しかし、托鉢修道会の修道士の日常は、禁欲と清貧を基本にした福音的生活と使徒的活動に明け暮れる毎日であったであろう。

もちろんその基礎は、3 世紀になってそれまで教会の中(つまり家庭)での禁欲から教会の外へ出て、禁欲生活を共同で営む修道院が現れたところまでさかのぼることができよう。このような修道者が通常の生活圏から退去することを、435 年ごろに死亡したとみられる修道者カッシアヌスは、次のような比喩的な言葉で記している。「修道者は、

10 K. S. Frank, *Geschichte des cristichen Mönchtums*, 1993 [戸田聡訳『修道院の歴史－砂漠の隠者からテゼ共同体まで』教文館, 2002 年] (邦訳 5 ページ)

とりわけ司教と女から逃れなければならない」¹¹と。

教会の外での禁欲生活とは砂漠でと言うことなら、それはエジプトではすでに3世紀にはじまっていて、禁欲者は自分で建てた小屋か、打ち捨てられた砦なども僧坊として、祈りと禁欲の営みを続けた。そのうちに複数の修道者が共同で住むようになり、これが修道院のはじまりである。4世紀以降のヨーロッパにおける修道院の出現も、エジプトの場合とよく似た経緯をたどったものと考えられる。なお、特筆すべきは、修道院における修道士の在り方を定めたモンテ・カッシーノ修道院長ベネディクトゥスによる『戒律』が、ヨーロッパ中の修道院の総合的戒律として統一されたことである。しかし、その内容にはこれ以上は触れることはできない。まだまだ取り上げなければならないテーマが残されているからである。

さて、もともと禁欲と隠遁に適した場所を求めた修道者たちは、人里離れた山中や荒野に修道院を建てた。しかし、修道院はたんに修道者の沈思、祈祷の場としてだけでなく、助けを必要とする隣人の世話をするのも修道院には付きものであったため、平地に設けられるようになった。これには、もっと現実的で重要な理由もあった。

それは、十字軍のエルサレム遠征に騎士や兵士たちに従がって行動する家族や巡礼者たちが、病気や負傷で身動きができなくなったりした場合、その世話をしなければならなくなったことである。ここでつけ加えておかなければならないのは、そのようなアクシデントに対応するため、十字軍に従軍した騎士たちによって創設された騎士修道会についてである。その嚆矢となったのが有名なテンプル騎士修道会であり、ホスピタル騎士修道会やドイツ騎士修道会などがこれに続いた。騎士修道会に関してもう一言加えるとすれば、これら騎士修道会のメンバーの身分は騎士つまり戦う人たちで成り立っているが、彼らが十字軍遠征から帰国してからも修道会として継続することができたのは、彼らが独自の戒律を作ってそれを守り続けることができたからである。¹²

これに対して一般の修道院は、修道院固有の活動として当初から客人を宿泊させる客人館と、病人を看護する病人館を設けていた。それが十字軍遠征の結果巡礼者の数が増加したため、これらの施設の活用がより重要になったのである。その目的のために、巡礼者の通る街道沿いに客人館と病人館を設け、その隣に修道院を建てるという方策も講じられた。もちろん、それ以外に弱者や貧困者の救済も修道院の活動の主要部分を占めていたが、それに関しては次章で取り上げることにしたい。

ここでは、このような修道院活動を続けるための資金をどこから、どのようにして調達するのかについて考える。山中や荒野から平地に下りてきた修道院は、都市化がすすむ12世紀まではもっぱら農業地帯に建設されていた。その理由は、修道院の所有者が

11 同書（邦訳30ページ）。

12 佐藤彰一『剣と清貧のヨーロッパ—中世の騎士修道会と托鉢修道会』2017年、中公新書、21ページ。

国王だったり貴族である場合が多くなり、広い農地を擁する荘園内に修道院を設け、そこで収穫される作物や生産されるワインなどを売ることによって、修道院の経費に充てることができたからである。もちろん、必要に応じて修道院の所有者が資産を提供したり、あるいは裕福な商人などの寄付によって賄うこともあったにちがいない。

ところで、ヨーロッパの人口は1050年から1200年までの150年間におよそ2倍に増加したといわれる。その間に、農村から都市に流れた者の数もきわめて多かったに相違ない。しかし、都市にはまだ本質的に中世的な世界も残っていた。その典型が親方と徒弟による職業別のギルド（ツunft）の存在であり、商品の取引は物々交換や小規模の貸借によって行う庶民世界も消えていなかった。その一方では、国際取引などによって巨利を得ている裕福な商人が君臨しているといった工合である。これでは、当然ながら両者の間で軋轢が絶えることはなかったものと想像される。そこに登場したのが、都市でなければ成立しなかったであろう、托鉢による説教と喜捨で修道士が都市内を動き回る托鉢修道会であった。フランクの言葉を借りると、「清貧と共同体への衝動が彼等の固有のものであり、その行動の源泉となったのは、聖書とイエスの生涯とに先入観なしに身一つで回帰すること」¹³だったのである。

ここでの筆者の関心は、托鉢修道会の修道士たちが都市内で托鉢と説教を行い、信徒からの喜捨を受ける場合、その喜捨が食物だけでなく貨幣であることが多いと想像されるが、それには少額単位の貨幣が必要ではないかという点に向けられる。筆者がまだ子どもの頃の記憶では、仏教各宗派の修行僧が托鉢に来て、わが家の玄関口で読経した際、母親が修行僧に渡していた喜捨は小銭（こぜに）であったからである。中世紀のヨーロッパで、キリスト教の信徒が托鉢修道士に与える喜捨は、かならずしも小銭であったかどうかは不明であるが、少額貨幣の流通がその前提にあったと想定すると、少額の通貨が大量に流通していることが必要であろう。

ところがヨーロッパの広い地域において、ローマ帝国時代の貨幣制度を受け継ぐ形で銀貨が通貨の中心をなしていた。それは12世紀後半以降、ドイツ南部のフライベルク、チロル地方のシュヴァルツをはじめとする銀鉱山の開発で、豊富な銀の供給が貨幣としての使用を可能にしたからである。托鉢修道会が成立した頃、とくに北ヨーロッパにおいて流通していた通貨は唯一ペニー（ペニツヒ）銀貨であった。

しかし、銀は比較的高価であるため、生産に労力を要し利益も少ない少額銀貨の製造を忌避する造幣所が多く、少額銀貨の不足が各地で生じていた。貨幣経済が浸透するにつれて少額通貨の需要が増大するのは自明の理であり、多くの地域で良質の銀貨の代わりに、銅の混入比率を高め、しかも小型化された劣質銀貨が発行されるようになった。しかし、「黒いマネー」と呼ばれたこの種の劣質銀貨が、さらに需要を呼び込んだのは

13 Frank, 前掲書（邦訳100ページ）。

皮肉な現象であった。¹⁴

托鉢修道会は既存の伝統的な修道院とは異なり、財産や収益をもたらす荘園や農地のような所領を持たず、個人の財産も否定する無所有の共同体である。フランシスコ会においては、創立者であるアッシジのフランチェスコの圧倒的な聖的個性とカリスマ性できびしい規制が修道士たちを縛ったが、フランチェスコは喜捨を含めて、一切貨幣を受け取ることを拒否すべきであると修道士たちに命じた。しかし、たとえ托鉢修道会が無所有を貫くといっても、修道士の生活費の喜捨の受け取りを禁止するというのは行き過ぎであるし、修道会の存在意義にも反すると言わなければなるまい。したがって、フランチェスコの死後に金銭・貨幣の受領が緩和されたのも当然であった。

これに対してドミニコ修道会を創設したドミニクスは、スペインで生まれ育ったが若くして頭角を現わし、教皇インノケンティウス三世の要請を受けてフランス南部で宣教活動に従事した。その時以来の経験がドミニクスに説教者兄弟団という名の托鉢修道会を結成させる動機になったと思われる。ドミニクスにとっては、托鉢実践は説教につながり、説教を聞いた人は神の言葉を聞かせてもらった代償として、説教者に生きるための糧を提供する。すなわち、托鉢と説教とは相互に本質的に結びつくというのがドミニコ会の托鉢原理になっている。同会でとくに托鉢の実践を重んじたのもそれが基礎にあるからである。¹⁵

V 中世女性の生き方

本章では、再び中世社会史の権威である阿部氏の研究成果も参考にしながら、中世の女性の生きざまについて考えたい。¹⁶それは、托鉢修道会の社会奉仕活動、貧民救済とも密接に関連しているからである。阿部氏はドイツの経済史家カール・ビュッヒャーのドイツにおける人口分析を紹介しているが、それによると、1449年のニュールンベルクでは、男性1000人に対して女性は1207人、つまり女性の方が男性より2割も多いことになる。他の町でも同じような比率になっている。何故、女性の方が多いのか。その理由には相次ぐ戦争や私闘、あるいは生命が危険な商用旅行で死亡する男性の数が多かったこと、ペスト（黒死病）などの疫病で死亡するのは女性より男性の死亡率の方が高かったこと、さらには男性は生活が放埒で不健康だったこと、などが挙げられよう。

もうひとつの特徴として、既婚女性と比べて独身女性が多いことも挙げられる。キリスト教会は正当な結婚を認めていたのであるから、独身女性が多いのは不思議とも思わ

14 J. Williams ed. *Money - a History*, 1997 [湯浅赳男訳『お金の歴史全書』1998年、東洋書林] (邦訳117ページ)。

15 佐藤、前掲書、219ページ。

16 阿部、前掲書、233-237ページ。

れるが、それはすでに述べたように、男性の方が数がすくないということによるが、それ以外に、聖職者になる男性が多かったこと、あるいは手工業者の組織であるツンフトの規則で、職人は結婚が認められなかったことなどの理由にもよる。さらに、結婚は男性の側に相当の扶養能力があることが前提で、経済的基礎のない者は独身でいるほかなく、社会もそれを認めていたというきびしい現実もあった¹⁷。

結婚して家庭に入った女性には、家事労働や子どもの養育に専念する仕事が残っているが、男性よりも数が多く、結婚の機会も少なかった独身女性はどのようにして生活していたのであろうか。都市の手工業者の組織であるツンフトでは、ほとんどの業種で女性の加入を認めなかった（但し、親方が死亡したあと、未亡人が1年間その仕事を続けることを認めるなどの例外はあった）。また、道徳的にも男と女が一緒に働くことは危険であるとの考え方も根強く、女性は排除されていたのである。

それなら、女性が働ける機会は無かったのだろうか。ビュッヒャーによれば、フランクフルトでは約200の職種で女性が働いていた。なかでも、織物業で最も多く働いていたらしく、ツンフトに加入していない女性だけの職種もあったという。このような働き場所は他の研究でもパリやケルンで同様にみられたというから、女性の職場が無かった訳ではない。しかし、女性が独りで生計を立てて行くのに十分な賃金ではなかった。したがって、不足分は借金か喜捨に頼らなければ生きていけなかったのである。

それでは、働いて収入を得ることをのぞみ、働く場所を見つけた女性は別にして、家に留まることができない女性は何を求めてどこへ行ったのだろうか。13世紀から14世紀にかけて建設された数多くの女子修道院が、その一つの受け皿になった。「キリストの花嫁」として俗世のままで貞潔を守り、祈りの生活を続ける多くのキリスト教徒の女性がいたからである。彼女らは主に財産のある豊かな市民の子女で、持参金を提供して居場所を得ることができた。院内では祈祷のほか、聖歌を唱ったり、書物の筆寫をしたり、刺繍をしてその商品を売ったりして過ごした。また老人や病人への助力もすすんで行った。

一方、主に貧しい女性の為には、フランシスコ会が支援してベギン会を結成し、そこに彼女たちを収容した。その対象になったのは、身寄りのない娘やこどものいない寡婦、子沢山の手工業者の娘などであったが、13世紀後半には豊かな市民の子女も財産を寄付して加入することができるようになった。彼女たちには働く仕事が無かったからでもあったが、ベギン会に入って人と人との心の通い合うつき合いを求め、キリストの福音に基づく生活を共同して送ろうとしたのである。なお、托鉢修道会の実践の中核であった托鉢は、ベギン会では禁止され、貧しい女性にはベギン会で用意した食事を提供

17 H. W. Goetz, *weltliches leben in frommer Gesinnung?*. 1998. [津山拓也訳『中世の聖と俗』八坂書房, 2004年] (邦訳37ページ)。

した。それでも喜捨を受けるベギン会の女性もいたが、その際は何らかの労働の対価であるという理由付けがなされた。貧困なメンバーに対する配慮であった¹⁸。

今章の最後は、上述した中世の女性たちの生きざまの中で最も金銭に関する卑近な問題として、家計費の不足を補う借金と金貸し（とくに質屋）との関係をめぐる課題について、アメリカの歴史学者である W. C. ジョーダンの研究成果に依拠しながら考察することにしたい。女性が生活費の不足分や急な出費のために借金をした相手である貸し手は、キリスト教徒の場合もユダヤ人でも主に女性であった。それというのも、一つには男性が経営する金貸しの店のドアを叩くということは、道徳的にもあらぬ疑いを招く懸念があったからである。もう一つの理由は、女性が借りる金額は男性とくらべて少額であることが多く、半分か3分の1程度だったことが、多くのデータによって知られている¹⁹。男性の金貸しはより多額の貸し付けを行う方が利益も大きくなるため、少額貸付を嫌う傾向があったのであろう。

それでは、少額の貸付の利息とはどの程度だったのだろうか。ほとんどの場合、貸付期間は2、3週間ないし2、3カ月だといわれているから、それほど高い利息は取れなかったであろうが、学者の分析の中には年率にして40%以上という高率のものもあった。しかしジョーダンによると、13世紀の南フランスにおける森林官の年収が6ポンドであったから、賃金の2カ月分に当たる利息を支払って借りたかどうかは疑わしい。かならずしも一部の学者が主張するような過酷な負担ではなく、もっと妥当な金額だったと反論している（もっとも、数字は示されていないが²⁰）。

次に、女性の借り手と質屋の関係についても取り上げよう。中世においては、キリスト教徒とユダヤ人を問わず、男女の金貸しのほとんどが質屋を営んでいた。たとえば夫は幅広く金融業を、妻は小規模の質屋を経営するといった工合である。女性が経営する質屋の顧客の大半は女性であった。この事実はヨーロッパ中に共通してみられる現象である。前述したように、女性の借り手は男性が営む質屋には行きたがらない。それは、操を危険にさらしたという疑惑を避けるためであると思われるが、それよりも、女性が質屋に持ち込む担保物件（日本語では質草。以下そう呼ぶことにする）には、寝具や晴れ着などのほか、たとえばハンカチーフやエプロンなどの「女物」も含まれていたため、男性が経営する質屋には足を運ぶ気にならなかったからである。

キリスト教徒の女性は、同民族であるキリスト教徒の質屋以外に、しばしばユダヤ人女性が営む質屋を利用していた。それは、キリスト教徒の女性がいわば副業の形で質屋を営業していたのにくらべて、ユダヤ人女性は本業としていたからであり、また、こと

18 佐藤、前掲書、237-238 ページ。

19 W. C. Jordan, *Women and Credit in Pre-Industrial and Developing Societies*, 1993 [工藤政司訳『女性と信用取引』法政大学出版局、2003年]（邦訳29ページ）

20 同書（邦訳29-30ページ）。

仕事に関しては口の堅いユダヤ人から借りることにより、一定レベルのプライバシーを守ることができたからでもあった。もちろん、ユダヤ人の質屋がキリスト教徒の質屋との競争に勝つために、利益を削ってでも顧客を商売敵に奪われないよう、利息をキリスト教徒の質屋より安くしていたことも大きく影響したことは間違いない。ある計算では、キリスト教徒の質屋の利息が60~80%であったのに比べて、ユダヤ人質屋のそれは20~30%だったという。

キリスト教徒がユダヤ人から借りることが、異教徒間の感情的反感を招くのではないかとも思われるが、逆に両者の間に誠意ある関係が生じることも少なくなかったようである。二つの民族の間の関係が難しくても、女性同志は別の次元—つまり、女性同志には経済的困難に際しての互助精神があるからであろう。これは一種の社会的ネットワークとも言えるのではなからうか。

しかし、社会で優位を占めるキリスト教徒でありながら、民族や宗教の面で劣位にあると思っているユダヤ人から借りなければならぬ屈辱感が悪意に転ずる一方、ユダヤ人の貸し手としての優位意識が、精神的優越感と傲慢な態度を生み出す可能性もある点は、現実問題として考慮しなければならぬ²¹。

VI 公益質屋は庶民金融の始まり

1215年の第4回ラテラノ公会議で、時の教皇インノケンティウス三世により公認された2つの托鉢修道会には、それぞれの創設者であるドミニクス（ドミニコ修道会）とフランチェスコ（フランシスコ修道会）が相次いで歿した後、どのような変化が起こったのであろうか、というテーマから今章を始める。

まずドミニコ会については、ドミニクスのすぐれた組織づくりとその合理的な運営能力のおかげで、彼の死後もそれほどの混乱はなく、大きな変化も起きていないように思われる。しかし、無所有の大原則は守りながらも、修道士や修道女が自分の生活に必要な品物を所有したりするための金銭を所有することは黙認されるようになった。その結果、彼らの行動や服装にも過度の弛緩が見られるようになったのは当然の成り行きであった。

一方のフランシスコ修道会では、フランチェスコによって修道士が金銭を所有することはもちろん、托鉢による喜捨でも金銭を受け取ることも絶対に認められていなかった。その点ではドミニコ会よりも格段にきびしかったのである。ところが、フランチェスコの死後間もなく緩和され、さらに修道会の共同財産の所有も認められた。しかし、そのことに関連して、中世後期には純粋に清貧を守ろうとする聖霊派と、共同財産の所

21 同書（邦訳42-43ページ）。

有を認めるといふ共同派の間で深刻な対立が起きている。聖霊派が「キリストとその使徒たちは何も所有しなかった」と主張したことを受けた教皇は、キリストの完全な清貧という主張を異端であると宣言し、結局は聖霊派は解散を余儀なくされた。

さらに、フランシスコ修道会に残った共同派も後には2つに分裂し、以後それぞれが独立した修道会派として活動することになった。これが1517年のことである²²。しかしフランシスコ修道会では、そのように危機的な状況に陥るまでに広い範囲で多様な活動を続けていた。なかでも、救民慈善の領域では公益質屋の創設が特筆すべき成果であると思われるので、ここからは、この問題についてくわしく考察していきたい。

聖書が禁じていた利子付き貸付は、キリスト教徒は行うことができなかったが、旧約聖書ではユダヤ人の異教徒への利子付き貸付を認めていたために、金貸しの仕事はもっぱらユダヤ人が独占する時代が長く続いた。この点はすでに述べた通りである。しかし、貨幣経済が浸透して資金需要が増加した12世紀になって、合理的な利率の貸付は容認してもよいのではないかという教皇庁や教会の姿勢変化を受けて、1215年の第4回ラテラノ公会議ではとくにユダヤ人の高利貸を断罪するが、利付き貸付自体はキリスト教徒にも認める決定をしたこともすでに触れた。

しかし、合理的な利子率の基準が法律や政令などで決められておらず、現実的にはかなり高利の金貸しに苦しめられた借り手も少なからずいたにちがいない。なかでも、前章で述べたような家庭の主婦などを対象とした質屋に関しては、もっと利率の低い質屋の存在が必要とされていた。その課題を解決しようとしたのが托鉢修道会であった。そしてそれは、フランシスコ修道会が1462年にイタリア中部のペルージャで、さらに翌1463年に聖フランチェスコの故郷であるアッシジで開設した公益質屋によって始まった。

公益質屋はイタリア語で Monte dei Paschi とか Monte di Pieta と呼ばれた。前者は日本語に訳すと牧場の山もしくは牧草地の山、また後者は慈善の山という意味である²³。これは余談になるが、現存するイタリア第3位の銀行である Monte dei Paschi di Siena の前身は、フランシスコ会が1471年にシエナに設立した公益質屋で、当時の呼び名をそのまま銀行名にしたものである。さらに余談を重ねると、最近、この銀行は深刻な経営不振に陥っているが、イタリアの銀行界と政府の懸命な支援によって、辛うじて経営破綻から免がれている。同行の経営不振の原因は不良債権の累積だといわれており、筆者の私見では、前身の公益質屋の時代におけるキリスト教の慈愛の精神で、債務者に対する返済の請求が甘いという伝統が残っていたのであるまいか、とも考えられる。

22 Frank, 前掲書, (133-135 ページ)。

23 Monte というイタリア語には銀行という意味もあるが、それは公益質屋の後身である貯蓄銀行に由来するものと思われる。

それでは次に、舞台を芸術の都であると同時に金融の都でもあったフィレンツェに移そう。フランシスコ修道会が中心になってフィレンツェに公益質屋が生まれたのは、ペルージャの10年後のことであった。すでにメディチ家の家業であるメディチ銀行（商会）が全盛期を迎えており、政治的にも1454年の「ローディの和」によって、イタリアの五大国（フィレンツェ、ミラノ、ヴェネツィア、ローマ、ナポリ）の和平協定が結ばれ、1世紀にわたって続いたイタリア諸国家の戦争の時代が終わりを告げていた。それにもかかわらず、1460年代にフィレンツェに公益質屋が開設できなかつたのは何故だろうか。

実は、そのメディチ家が公益質屋の設立に慎重だったことが、大きな理由のひとつであった。メディチ家はメディチ銀行の始祖と言うべきジョバンニの後を継いで、メディチ銀行の飛躍的繁栄時代を築いただけでなく、フィレンツェ共和国の政治的覇権も確立した長男のコジモも、1464年に亡くなった。コジモの長男であるピエロは病弱で、教養に富んだ人物ではあったが才覚と決断力に欠け、銀行経営の手腕も政治的指導力も到底、父には及ばなかつた。せいぜい、コジモが残した遺産を守るのが精一杯だった。

14～15世紀のフィレンツェで活躍していた金融業者（銀行、両替商、金貸しなど）には3種類あって、最も規模の大きいバンキ・グロッソ（メディチ銀行はそのトップクラス）、中小規模の金融業者バンキ・ミヌート、そしてバンキ・ディ・ペーニョと呼ばれた質屋（1437年以降はユダヤ人のみ認可された）であった。²⁴もし、このうちのバンキ・ディ・ペーニョを営むユダヤ人が、フィレンツェに公益質屋が開設されると最も大きな打撃を受けることは必定である。メディチ銀行はユダヤ系の金融業者と友好的な関係を保っていたので、ピエロにしてみれば、公益質屋の出現によってユダヤ社会と競合することを避けたかったのであろう。

そのピエロが1469年に亡くなった時、長男のロレンツォは20歳になったばかりであった。しかし、ロレンツォはまだ15歳の頃から病弱の父の代理として外国の宮廷に使節として派遣され、外交経験を積んでいたし、生来、才気煥発で政治的駆引きにも長じていた。その反面、銀行家としての能力には欠け、熱意もなかつたらしい。しかしロレンツォは、権力を把握した早い時期に公益質屋の開設に関して同意の方向に転じたと思われる。そこには、フィレンツェ共和国領袖としての政治的判断とともに、メディチ銀行が曾祖父のジョヴァンニの時代から教皇庁に深く食い込み、最盛時にはメディチ銀行の全収益の半分を教皇庁との取引から得ていたことへの贖罪の観念もあつたのではなからうか。教皇庁との取引の大半は資金の供給であり、そこでは実質的には高利でありながら、為替手形や手数料の形で隠蔽していたからである。

このことに関連して思い起こされるのは、14世紀初頭にイタリアで最も有名だった

24 森田義之、『メディチ家』講談社現代新書、1999年、37-38ページ。

高利貸しスクロヴェーニの息子の話である。彼はダンテの『神曲』に出てくる地獄に父が投げ込まれたと信じて、自分もそうなることを避ける目的で、ジョットに大枚を払って、パドヴァのスクロヴェーニ礼拝堂に高さ10メートルの大壁画『最後の審判』を描かせた。ひょっとすると、この話が「学問と芸術のパトロン」でもあったロレンツォの頭をよぎったのかも知れない。

1473年に始まったフィレンツェの公益質屋の契約作成の過程では、推進派のフランシスコ修道会と宗教裁判を支持するドミニコ修道会との対立が続き、出資金の拠出も遅れるなど、産みの苦しみも長く続いた。しかし、フィレンツェ共和国のバックアップも得られて、1494年には開業に漕ぎつけることができた。フィレンツェの公益質屋は組織がしっかりしているだけでなく、財政的にも堅実だったので、1542年からは出資者に利益を分配することができるようになった。この公益質屋は1947年にフィレンツェ貯蓄銀行に吸収されるまで、その存在意義である貧者への貸付を続けたのである。²⁵

フランシスコ会だけでなく、ドミニコ会でも公益質屋の設置推進は盛んに行われ、同会の修道院や共同体が集中するイベリア半島やフランス南部だけでなく、北ヨーロッパ全体にも広がった。しかし、フランシスコ会系も含めてかならずしもすべての公益質屋が成功した訳ではなく、不安定な経営により消滅したところも少なくなかった。手元の活動資金が不足したり、顧客の不正行為や店員による資金の横領、支払能力のない都市への貸付などがその原因であった。それでも、教皇や教会の保護も受けながら、公益質屋はヨーロッパのカトリック国に広がったのである。

最後に、イタリアでは現在も公益質屋が営業を続けている実態について、筆者の経験を述べておきたい。かなり以前の話にはなるが、イタリアの金融事情調査の目的でイタリアを訪問中に、ヴェネツィアに立ち寄ったことがある。そこで偶然にも、近くの貯蓄銀行で公益質屋を運営しているところがあると聞き、朝一番に見学に行った。その銀行はヴェネツィア貯蓄銀行（Cassa di Risparmio Venezia）のメストレ支店だったが、確かに銀行業務の窓口と並んで奥の方に質屋の窓口が2か所あり、早朝というのに4、5人が列を作って順番を待っていた。全員が女性だったと記憶している。

支店長が対応してくれたが、その概要を以下に記しておく。支店長の話の内容は、いかにも15～16世紀のイタリアの公益質屋を彷彿とさせる趣きがあった。

①イタリアでは、イタリア中央銀行が少なくとも1州に1行は質屋業務を営むことを義務付けている。但し、ひとつの銀行が同州内に何店舗開設しても構わない（同行はベネト州で2店舗開設している）。

25 R. M. Gelpi, F. J. Labrugère, *Histoire du Crédit à la Consommation*, 1994, [木下恭輔監修, アコム・プロジェクトチーム訳『消費者クレジットの世界史』1997年, 金融財政事情研究会] (邦訳57-58ページ)。

②銀行が営む質屋業は銀行の業務ではあるが、あくまで社会福祉的な位置づけとなっている。利用している人の約半数は貧民層にランクされている人たちで、残りの多くは事業主が事業資金を借りに来る。冗談話のようだが、イタリアは泥棒が多い国柄なので、金庫代りに高級品を預ける富裕層もいる。質草の大部分は貴金属か宝石類である。以前はシーツや家財道具を持ち込む人もいた。

③利用者が持ち込んだ品物の質流れ期限は2カ月。利息は年利14.292パーセント（現在は不明）で、貸付額の下限は10万リラ、上限は無し。

④この銀行は最初は質屋（公益質屋）専業だったが、19世紀以降、業務の主体は銀行業に移った。しかし、イタリアの銀行と質屋業は絶えず寄り添う形で発展してきた。現在、最も質屋の窓口が多いのはイタリア第2位のローマ銀行で、6か所の支店で質屋業を運営している。

VII 終 章

ここまでのところでは、托鉢修道会が主に貧困者の救済を目的にした公益質屋の設立を推進してきたことを中心に論じてきた。とくにフィレンツェに公益質屋が開設されたことで、それまではメディチ銀行を筆頭に、主として国際的な為替取引や両替業務に特化していた ²⁶banco 型の銀行以外に、主として個人と小規模商人などを対象に、低金利で担保融資を行う新しいタイプの金融機関が登場したことの意義は大きい。

もちろん、メディチ銀行のような為替銀行ではないとしても、例えばバンキ・ミヌートと呼ばれた中小規模の金融業者や、ユダヤ人が経営するバンキ・ディ・ペーニョ（質屋）とは競合したに相違ない。しかしフィレンツェの公益質屋は、これらの同業者の中で現代でも生き続ける貯蓄銀行（イタリア語では *cassa risparmio*、英語の *savings bank*）にまで発展したからである。

それ以後、現代に至るヨーロッパの金融的伝統は、中世のキリスト教倫理観を引き継いだ形で、金融機関の組織や行動に大きな影響を与えてきた。そればかりでなく、個人の経済観念や金銭感覚に強い制約を課してきたように思われる。それらを次の3点に集約して本論文の結論としたい。²⁷

その第1点は、ヨーロッパにおいては、金貸しに対する嫌悪感や拒絶反応がいまなお存在していることである。キリスト教が宗教改革を経験し、そこからプロテスタントが

26 *banco* というのは、もともと両替商から業務を始めたメディチ銀行が、街路に面した店舗で2、3人の事務員が客と対応する際に利用した、*banco* と呼ばれた卓子のことである。これが銀行を指す単語となった。*bank*（英語）、*banque*（フランス語）、*banken*（ドイツ語）なども *banco* から派生したものである。

27 杉江雅彦「中世ヨーロッパの庶民金融」、片山隆男、神木良三、杉江雅彦編『庶民金融論』2005年、萌書房、58-60ページ。

成立してから後もカトリック時代の思想は払拭されずに残り、プロテスタントの国においても続いてきたと言うことができよう。ヨーロッパでは銀行や貯蓄銀行が住宅ローンや自動車ローンを組む事はあっても、利用目的を特定しない、いわゆる消費者金融が日本や米国ほどには発達していないのも、こうした意識がヨーロッパ人には強いからではなかろうか。

次に第2点は、ヨーロッパの人びとの意識の中に、「借金は恥」という固定観念が根強く植え付けられていることである。人は誰でも貧者にはなりたくない、できれば富者の側に立ちたい。したがって、借金はしたくないという深層心理があるものと思われる。ヨーロッパ諸国では自己破産者に対して社会が見る目、下される制裁にはきびしいものがある。これが、借金はしたくない、またすべきでないという戒めになっていると言えよう。

さらに第3点として指摘したいのは、ヨーロッパの人びとは日常生活においても、つねに消費と貯蓄のバランスを考える、慎重な生活感覚を持っていることである。ヨーロッパ人の生活ぶりに関して、日本ではしばしば誤解して伝わっていることが少なくない。例えばドイツ人は吝嗇で、旅行しても土産物を買わないとか、イタリア人は楽天的で、食事も贅沢だといった類である。しかし、かなり事実と異なっている点がある。確かにドイツ人には倹約家が多いが、住宅や家具の購入には費用を惜しまないし、海外旅行も大好きである。またイタリア人の生活ぶりは、筆者のイタリア生活体験からもきわめて堅実であることを見知っている。前述したように、できるだけ借金に頼らないというのはヨーロッパの人びとに共通しており、したがって、収入の範囲内に消費を抑えることが生活の基本になっている。